

河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者の指定について

河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立障害者福祉センターあかみね

2. 指定管理者

団体名 社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

住所 河内長野市大師町26番1号

代表者 会長 吉村 禎二

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 公募の経過

○公告日 平成27年7月1日

○募集要項の配布 平成27年7月1日～平成27年7月17日

○説明会の開催 平成27年7月13日

○申請書の受付 平成27年7月27日～平成27年7月31日

(2) 応募団体名

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

- ・中谷 眞久 市 副市長（委員長）
- ・向井 一雄 市 副市長
- ・塩谷 聡 市 総務部長
- ・洞淵 元秀 市 子ども・福祉部長
- ・井上 啓 学識経験者（弁護士）
- ・武田 宗久 学識経験者（公認会計士）
- ・金谷 重樹 学識経験者（大学教授）

② 選定委員会の開催日

○第1回選定委員会 平成27年 9月28日

○第2回選定委員会 平成27年10月19日

③ 選定委員会審査結果

審査項目	申請団体	河内長野市社会 福祉協議会	大阪府障害者 福祉事業団	配点
1. 使用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られることができるものであること。		46.3	47.1	60
2. 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。		44.0	46.0	60
3. 施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。		45.7	45.0	60
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。		53.7	54.1	70
5. その他施設の性質または目的に応じた基準		65.9	59.1	100
6. 指定管理料の提案額に対する加点		42.9	42.9	50
合 計		298.5	294.2	400

④ 選定委員会選定理由

今回は上記各審査項目について審査を行い、総合的に評価した結果、河内長野市立障害者福祉センターの設置目的を達成するうえで最も有利な団体であると認めたため。

5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会を候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者として指定いたしました。